

広報



迎春



12/21 餅つきをしよう！ 親子で餅つき体験をしました（自然の家）

年頭のあいさつ-勝野町長	p2
令和7年阿南町十大（重大）ニュース	p3
パソコン・スマホで申告「e-Tax」	p4~6
修学資金利子補給金交付制度ほか	p7
上下水道料金の改定	p8~9
12月定例議会報告	p10
お知らせ	p11~13
阿南高校だより	p14
こんにちは阿南病院です	p15
おくやみ、納税、乳幼児健診、人口	p16

目
次

1 令和8年
月号
2026 Jan No.707

年頭のあいさつ

阿南町長 勝野一成

新年、あけましておめでとうございます。町民の皆様方には、健やかに令和8年の新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

町民の皆様方には、日ごろ、町政の全般にわたり、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

国では18兆円を超える補正予算が12月17日に可決され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援対策を実施します。町では、国・県より先んじて物価高騰対策など地域経済や住民生活を支援するための「商品券」事業を9月議会に提出し、12月から使用可能としました。第10弾目となる今回の「商品券」事業では、町民一人につき2万円分の商品券を給付しておりますので、本年3月末の期限までにご使用いただきたいと存じます。

その他に、子育て世帯を応援する手当として、子ども一人あたり2万円の給付金や物価高騰の

影響により緊迫している生活者等への支援対策を、本年2月上旬の議会提出を目指して検討しております。

今回に限らず、今後も国県の動向に注視しながら、必要な施策を講じてまいる所存でございます。

次に、中学校の統合についてですが、令和6年12月18日の議会定例会において、関係条例が議決され、阿南第一中学校と阿南第二中学校の閉校並びに阿南中学校の開校が決まりました。昨年1月27日には、「阿南町中学校統合準備委員会」を発足し、令和9年4月の阿南中学校開校に向けた検討が進められております。

現在までに、5回の統合準備委員会が開催され、学校運営、PTA、部活動、生徒会、校章、校歌、通学バス停についてなど、さまざまなお内容の検討が進められております。並行して、両校生徒が参画した文化祭の見学や「学

校づくりを考える会」が開催されるなど、中学生がいっしょになつて「こんな学校にしたい」という構想も展開されており、阿南中学校への意識も高められております。

町と教育委員会といたしましては、必要な対策を講じて、より良い教育環境を子どもたちに提供し、持続可能な教育の未来を築くため、子どもたち、先生方、地域の皆様と一緒にとつて、この取り組みを進めてまいります。

次に、山林火災についてですが、昨年は、岩手県大船渡市の山林火災を皮切りに、長野県上田市と山梨県大月市でも大規模な山林火災が相次いで発生しました。岩手県大船渡市の山林火災は、1か月以上が経つてようやく鎮火し、延焼面積が約3,370ヘクタールに達する平成以降で最大の被害となりました。

「山火事が大規模になる最大の理由は、風」と指摘されており、本年から全国の市町村で、乾燥や強風の状況により、林野火災注意報や警報を発令できることとされました。発令されると屋外でのたき火の禁止など火の使用に

制限がかかりますので、注意報や警報に注視いただき、火の取扱いには十分に注意いただきたいと存じます。

昨年は、コロナ禍には実施できなかつた恒例行事、また、新たな行事が執り行われ、町民の皆様の交流が図られました。本年も、穏やかで楽しい時間を過ごしあたける場が提供できるように、諸行事を展開していく所存でございます。

事業全体では、国や県の政策を慎重に見極めながら、子育て支援や、医療・福祉、農林業・商業の支援、防災・減災対策に前向きに取り組んで行く所存でございます。今後も町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、町民の皆様におかれましては、インフルエンザなどの各種感染症など、自身の健康には十分にご留意いただきまして、町民の皆様がそろつて、晴れやかな新年を迎え、健康で幸多き年となりますよう、心からお祈り申し上げ、年頭のあいさつといたします。

▼深見の祇園祭り
「長野県無形民俗文化財」に指定

愛知県津島市津島神社の系譜を引きつつも、大三国・仕掛け花火の奉納など南信独自の展開を遂げ、貴重であると評価されました。

令和のコメ騒動で
ふるさと納税申込殺到

■多機能型事業所なないろ、放課後等デイサービスひなたぼっこ、グループホームこもれびが開所

■大阪・関西万博のイベントに
和合念佛踊りが出演

■和合地区へ防災ヘリポート完成！



■飯下消防技術大会
ポンプ車操法の部 優差で2位



■商品券第10弾
『あなん笑顔の商品券』発行

▼大下条小学校
創立150周年記念式典開催

10月に大下条小学校体育館にて150周年記念式典を執り行いました。早稲田人形上演、ふちっ子金管バンドの演奏など、児童・保護者・職員、そして地域の皆様と共に祝いすることができます。



▼阿南町立中学校統合準備委員会発足・スタート

1月に阿南町立中学校統合準備委員会を発足し、令和9年4月に新中学校開校の実現に向けて新たな検討が始まりました。

■コミュニティの森地区公園
整備工事着工及び造成完了

令和6年度から始まりましたコミュニティの森周辺の敷地造成工事が完了しました。公園や駐車場、屋外広場の整備、景観形成や防災拠点としての機能強化を図ることで、平常時も有事の際もいつでもさまざまな人々が集える拠点とすることを目標に、コミュニティの森の整備を計画しております。



令和7年の出来事を振り返る

阿南町十大（重大）ニュース

確定申告特集

パソコン・スマートフォンで申告 「e-Tax」



令和7年分の所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月16日(月)（土・日曜日・祝日を除く）までです。パソコン・スマートフォンからも確定申告ができますので、ぜひ電子申告をご利用ください。

町では、次の日程で所得税の確定申告及び町県民税の申告相談を行います。また、休日申告受付（要予約）を行いますので、希望される方は電話でお申込みください。

令和8年度（令和7年分）申告相談日程

月 日	時 間	対 象 地 区	会 場
2月16日(月)	13:00～16:00	和合一円 (和合・日吉・心川・鈴ヶ沢)	和合出張所
※17日(火)	10:00～15:00		
18日(水)	9:00～16:00	大村	新野出張所
19日(木)		原町・荒木	
20日(金)		寺山・柄洞	
24日(火)		本町・砂田	
※25日(水)	9:00～15:00	東町・川尻・矢野	
26日(木)	9:00～16:00	大島・大恩・雲雀沢	富草出張所
27日(金)		古城・横林・新木田・栗野1, 2	
3月2日(月)		栗野3, 4・鷺巣	
3日(火)		門原・浅野・鴨目	
※4日(水)	9:00～15:00	栗野5, 6・上梅田東平・下梅田	
5日(木)	9:00～16:00	川田・三共・大平	役場本庁
6日(金)		御供・中谷	
8日(日)	9:00～12:00	休日受付（午前のみ）町内全域対象	
9日(月)	9:00～16:00	千木・深見	
10日(火)		大那木・小中尾・田上・井戸・小野	
11日(水)		早稲田・月ヶ島・見名	
12日(木)		平久・和知野・池の島・巾川・帶川	
13日(金)			
16日(月)		(申告予備日)	

※印日は会場を移動するため時間短縮しています。

3月8日(日) 休日申告受付予約方法

- (1) 予約受付期間 2月2日(月)～2月13日(金)
- (2) 受付時間 平日午前8時30分～午後5時（平日のみ）
- (3) 受付方法 電話での受付とし、先着順で予約枠が埋まり次第終了とします。
- (4) 電話番号 ☎ 22-4052 (直通) 住民税務課 税務係

申告のときに持参するもの

申告相談の案内書送付について

町からの案内書は、2月中

- ①通知・申告案内はがき
- ②生命・介護医療・損害保険料証明書・個人年金保険料証明書
- ③給与・年金源泉徴収票
- ④社会保険料領収書
- ⑤国民年金保険料控除証明書
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦医療費支払領収書・明細書
- ⑧寄付金受領証明書(領収書)
- ⑨所得計算に必要な領収書及び明細書
- ⑩申告者本人の口座番号
- ⑪セルフメディケーション税制の必要書類
- ⑫マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ※給与・年金の源泉徴収票は、役場にありません。
- ※源泉徴収票がないと還付申告はできません。紛失された場合は、お勤め先などで再発行されたものを持参してください。

旬に郵送で発送予定ですが、青色申告事業主や、昨年、営業・農業・不動産・山林所得等があつた方は、税務署から「申告案内はがき」が送付されます。

税務署から確定申告の案内が郵送された方で、株式投資の配当・譲渡所得、土地建物に関する譲渡所得等のある方は、各地区で行う申告相談ではお取り扱いできない場合がありますので税務署での申告をお願いします。また、青色申告者、山林所得のあつた方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方も、税務署での申告をお願いします。

なお、昨年、e-Tax(電子申告)された方には案内書は送付されません。

町からの案内書は、申告の必要があると思われる方に送付していますが、案内書が届かなくても、ご自身で申告が必要があると思われる方は、

確定申告をしなければならない方

- ①事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方
- ②給与の収入金額が2千万円を超える方
- ③給与を1か所から受けている、各種の所得金額(給与所得・退職所得以外)の合計額が20万円を超える方
- ④給与を2か所以上から受けている、年末調整されなかつた給与の収入金額と、給額の合計額が20万円を超える方

申告相談にお越しください。

- ②給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかつたため、年末調整を受けた方
- ③年金受給者で源泉徴収されている方

公的年金などを受給されている方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。この場合でも、次のことご注意ください。

○所得税の還付を受けるための申告はできます。

○住民税の申告は必要です。

申告すると所得税が還付される方

確定申告をしなくてもよい方でも、確定申告をすることで源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ①雑損控除や医療費控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得者で、年の途中で源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- ③年金受給者で源泉徴収されている方

白色申告の方は収支内訳書の添付をお願いします

事業所得や不動産、農業所得他のある方で確定申告書を提出される方は、収支内訳書を添付してください。

ふるさと納税ワンストップ 特例申請をされた方へ

ふるさと納税ワンストップ特例申請をされた方は、所得税確定申告の必要はありませんが、場合により住民税の申給与の他に20万円以下の農業所得がある場合など。)

※注意：ワンストップ特例控除を利用された方が、確定申告（医療費控除、住宅借入金等特別控除初年度分など）すると、確定申告が優先されて、年見受けられます。）ご注意ください。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方へ

令和7年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組をされている方が医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が受けられます。この控除を受ける場合、明細書など関係書類の添付が必要となる

りますので、詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

税務係からのお願い

申告相談会場での待ち時間短縮のため、営業等・農業・不動産所得のある方や医療費控除を受ける方は、年間の収入（売上）や必要経費、支払った医療費の金額などを、事前に整理・集計した上でご来場くださるよう、ご協力をお願いします。なお、整理・集計ができるいない場合、順番を前後させていただきますのでご了承ください。

税務署・役場に行かずに e-Taxで確定申告



スマホはこちらから！



確定申告

の領収書などの書類の提出までは提示を省略でき、還付金を早く受け取ることができます。

確定申告期間中は24時間いつでも利用可能となっています。

保存期間はありますが添付書類を省略することが可能です。

※スマートフォンでは申告できない場合もありますのでご注意ください。

詳しくは国税庁のホームページまたはQRコードからアクセスしてください。

▼申告についてご不明な点などありましたら

住民税務課 税務係

☎(22)4052(直通)

までお問合せください。

自筆証書遺言書管理制度について

大切な家族や周りの人には自分の思いを伝え、誰にどのように自分の財産を残したいか意思表示をする「遺言書」があります。

一人で作成できるものもありますが、記載不備などがあると無効になります。大切に保管しそうに紛失したり、さらには改ざんなどのおそれもあります。そこで設けられたのが法務局における自筆証書遺言書（じひつしょうしょいごんしょ）管理制度になります。

この制度の特徴は、「安心」、「簡単で安価」、「親切」であり、ぜひ、「ご活用ください。

■問合せ

長野地方法務局飯田支局
☎0265(22)0014



阿南町修学資金利子補給金交付制度をご活用ください

「修学資金利子補給金交付制度」は、教育ローンや奨学金の利子相当分を町が補給することにより、経済的支援を行い、修学の奨励を目的とするものです。

対象となる修学資金は、指定金融機関（飯田信用金庫、みなみ信州農業協同組合）の教育ローン並びに独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金となります。

高等学校・専門学校・大学等へ入学する生徒等の皆さんには、条件を満たすと修学資金利子補給金交付制度の利用が可能です。内容、条件については下記をご覧ください。

新規対象者として承認申請を希望される方は 令和8年6月末まで に教育委員会事務局までお申込みください。

区分	高等学校	大学・短大・専修学校など	
借入機関	教育ローン	奨学金	教育ローン
利子補給の交付の対象者となる者	指定金融機関から教育資金の貸付を受けた 保護者 で、 <u>町内に引き続き1年以上居住する方かつ、町税などの滞納がない世帯に属する方</u> とします。	日本学生支援機構から第二種奨学金の貸付を受けた 学生かつ、町税などの滞納がない世帯に属する方 とします。	指定金融機関から教育資金の貸付を受けた 保護者 で、 <u>町内に引き続き1年以上居住する方かつ、町税などの滞納がない世帯に属する方</u> とします。
利子補給金の基準額（交付対象借入額）	30万円に正規の修学年数を乗じて得た額の範囲内とする。 ○高等学校3年間の基準額 30万円×3年=90万円	36万円に正規の修学年数を乗じて得た額の範囲内とします。 ○4年生大学の基準額 36万円×4年=144万円	100万円の範囲内とします。 奨学金+教育ローン ○4年生大学の基準額 144万円+100万円=244万円
利子補給金の額等	(1)利子補給金の額 利子補給金の額は、利子補給金の基準額に係る利子の範囲内とします。 (2)利子補給期間 指定金融機関または日本学生支援機構が定める償還期間が終了するまでとします。		
利率	利子の計算の元となる利率は、指定金融機関または日本学生支援機構の定める利率が3.00%を超える場合は、3.00%を限度とします。		

■問合せ 教育委員会 子ども教育係 ☎22-2270

子育て支援室からのお知らせ

●さくらんぼの会

『さくらんぼふっとふっと教室』

日時 1月29日(木) 午前9時30分～11時

場所 大下条保育園

託児を設けますので、しっかり体を動かしてリフレッシュしましょう。

- ・持ち物…動きやすい服装、水分補給できるもの、フェイス タオル、大人の上履き、託児用品
- ・申込みが必要です。 締切り 1/22(木)まで

『リフレッシュ講座』

日時 2月17日(火) 午前9時30分～11時

[12月に中止とさせて頂いた振替]

場所 大下条保育園

町内在住の松澤陽子さんによる

『咳の緩和に役立つアロマオイル作りと座談会』です。

- ・持ち物…材料費一人500円、託児用品
- ・今回大人の方がリフレッシュしていただけるよう託児を設けますので、ゆっくり制作に取り組めます。
- ・申込みが必要です。 締切り 2/10(火)まで

『保育園体験』

日時 2月13日(金) 保育園体験 午前9時30分～10時30分

給食体験 午前11時～正午

場所 富草・大下条・新野保育園

希望の保育園に遊びに来ませんか？

- ・同じ年齢のお友だちのクラスに入って過ごします。

離乳食完了期(12～18ヶ月)程度以降のお友だちはいっしょに給食を食べられます。

希望を取りますので、子育て支援員にお声がけください。

- ・持ち物…(保育園体験) 水分補給できるもの、帽子、着替え、おむつ、汚れた物を入れる袋、その他必要なもの
- ・(給食体験) お手拭きタオル、食事用エプロン、汚れたエプロンを入れる袋、歯ブラシ・コップ

・申込みが必要です。 締切り 2/2(月)まで

※保育園で感染症がでた場合は中止もありますのでご承知おきください。

♥さくらんぼの会の祖父母の皆さんや妊婦さんも興味のあるイベントがありましたら ☎22-3655までご連絡いただき参加、見学をどうぞ。

2. 改定までの経緯

町は当初、10%程度の増額を検討し審議会へ諮問しました。

しかし、審議会からは「当町の料金水準は既に高い」「昨今の物価高騰」という厳しい現状を踏まえ、5%程度に抑えるべきとの答申を受けました。

町は審議会のご意見を尊重し、値上げ幅を約5%程度に決定しました。

3. いつから変わりますか？

令和8年4月1日以降の使用分（令和8年6月請求分）から新しい料金を適用します。

4. 新しい料金表

◆水道料金（税抜）

使用水量1m³あたりの水道料金（メーター口径13mmの場合）

区分	使用水量	改定前	改定後
基本料金	10m ³ まで	1,731円	1,818円
超過料金 (1m ³ につき)	11~40m ³	187円	197円
	41~110m ³	228円	240円
	111m ³ ~	244円	257円
メーター料金		81円	86円

水道料金試算（メーター口径13mmの場合）

＜計算方法＞ 一般家庭で月20m³使用した場合

基本料金+超過料金+メーター使用料+消費税

=1,818円(10m³) + (197円×10m³) + 86円 + 387円 = 4,261円（消費税は切捨て）

1か月あたり 使用水量(m ³)	今の料金 (税込)	新料金 (税込)	増加額
20m ³	4,050円	4,261円	+211円

◆下水道料金（税抜）

1m³あたり

改定前	改定後
208円	219円



下水道料金試算

＜計算方法＞ 一般家庭で月20m³使用した場合

料金+消費税

=219円×20m³+438円=4,818円（消費税は切捨て）

1か月あたり 使用水量(m ³)	今の料金 (税込)	新料金 (税込)	増加額
20m ³	4,576円	4,818円	+242円

上下水道料金が改定されます

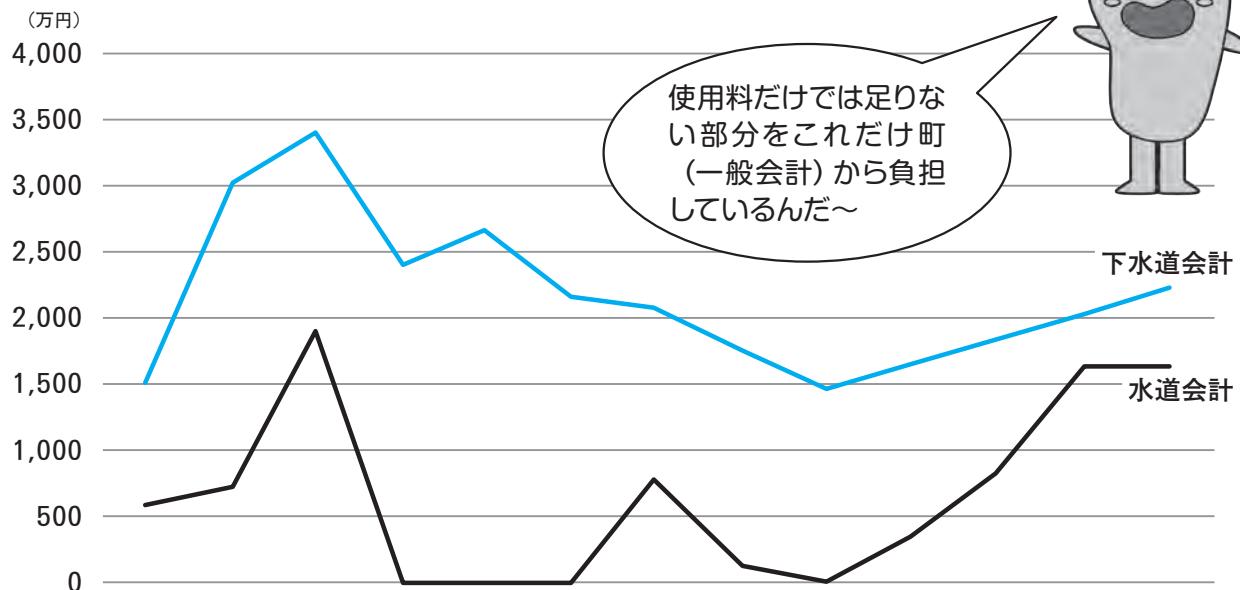
1. なぜ、「料金改定」が必要なのでしょうか？

水道・下水道事業は、皆さんに支払っていただく「使用料金」で運営するのが原則です。しかし、現在、以下の理由から経営が非常に厳しくなっています。

- ・**収入の減少**：少子高齢化や人口減少により、料金収入が減り続けています。
- ・**施設の老朽化**：古くなった水道管の更新や、施設の改修に多額の費用が必要です。
- ・**水道事業の状況**：令和12年度まで水道管の更新を計画的に進めており、その後も老朽化した施設の改修を予定しています。将来的には、不足する費用を町の税金（基準外繰入金）で補い続ける必要が出てくる見込みです。
- ・**下水道事業の状況**：建設時の借入金の返済（元金と利息）はピークを過ぎましたが、供用開始から30年未満が基準となっているこれまで受けている国の支援制度（基準内繰入による交付税措置）が終了します。

また、令和15年度からは施設の老朽化対策が必要になるため、引き続き運営費が不足し、基準外繰入金で補わなければなりません。

上下水道会計の一般会計繰入金（基準外）の状況 (料金改定前)



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
— 水道会計	591	729	1,919	0	0	0	792	132	0	349	825	1,644	1,655
— 下水道会計	1,516	3,042	3,440	2,425	2,694	2,185	2,085	1,772	1,479	1,667	1,866	2,057	2,254

第6回阿南町議会12月定例会報告

条例改正3件、令和7年度補正予算（一般・特別・事業会計）3件、工事請負契約の締結3件、意見書の提出1件が可決され、陳情1件が採択、専決処分事項の報告1件が承認されました。

令和7年第6回阿南町議会定例会が12月5日から16日までの12日間の会期で開催されました。主な内容は次のとおりです。

条例改正

- 「ゆうゆうらんど阿南」の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について（かじかの湯の入浴料の改正）
- 簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について（水道の基本料金、従量料金の改正）
- 農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について（下水道の従量料金の改正）

補正予算

「3件 12月16日 原案可決」

- 令和7年度阿南町一般会計補正予算（第5号）（町づくり活性化事業補助金、重機借上料、耕地災害復旧事業など5百87万2千円追加）
- 令和7年度放送ネットワーク整備支援事業ケーブルテレビFTTH

その他

陳情の採択

- 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書

「1件 12月16日 採択」

専決処分事項の報告

- 令和7年度阿南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について（工事請負費など6千2百26万円追加）
- 「3件 12月16日 原案可決」
- 令和7年度阿南町一般会計補正予算（第4号）（阿南町H.H.Oライフセンター新築工事費、1千5百35万2千円追加）
- 「12月5日 承認」

一般質問（開会日）6名

- （来春町長選挙、区業務軽減と町の支援、阿南高校の存続、補助金の増額、保小中の災害訓練、クマ対策など）
- 詳しくは次回発行の「議会だより」第104号をご覧ください。
- 問合せ

化工作事（契約額6億5千5百60万円、株式会社シーテック飯田支店）

○令和7年度阿南町H.H.Oライフセンター新築工事（契約額6千9百96万円、木下建設株式会社阿南営業所）

○令和7年度地方創生道整備推進交付金事業道路改良工事（契約額1億1千1百10万円、株式会社サンテクト）

○令和7年度阿南町H.H.Oライフセンター新築工事（契約額1億1千1百10万円、株式会社サンテクト）

「3件 12月16日 原案可決」



和合念佛踊り保存会「第45回伝統文化ポーラ賞 地域賞」受賞

和合念佛踊り保存会が、地域社会における芸術文化の振興について長年に亘り優れた成果をあげてきた団体として「公益財団法人ポーラ伝統文化振興財団 第45回伝統文化ポーラ賞 地域賞」を受賞されました。

12月9日に東京で贈呈式が開催され、代表して保存会長が出席されました。

人口減少や過疎化という課題のある中で、都市部から移住した人々や地元の若者たちが熱意を持って継承に携わり、踊りは途切れることなく受け継がれていることが評価され、今回の受賞となりました。

令和7年度



特定健診(生活習慣病健診)はお済みですか?

阿南町国保にご加入の40才以上の方は 3月31日まで受けられます!

まだ今年度の特定健診を受けていない方は、【特定健診受診券】(桃色)を利用して個別健診を受けることができますので、お早めに医療機関へお申込みください。

☆職場やかかりつけ医等で血液検査結果のある方は、民生課へ結果提出していただくと特定健診を受けたとみなされますので、提出のご協力をお願いします。

●歯周病検診対象の皆様へ

歯周病検診は2月28日までに受診をお願いします!

歯周病検診対象の令和7年度中に20,30,40,50,60,70歳になる方に向けて、4月に通知をご自宅にお届けしています。受診券の有効期限は2月28日までです。

無料で検診を受けられる貴重な機会です。お早めに医療機関へお申込みください。
※治療等にかかる費用は自己負担になります。

※対象医療機関一覧を受診券といっしょにお届けしますので、ご確認ください。



■問合せ 民生課 健康支援係 ☎22-4051



令和8年1月1日から

<飯田広域消防本部からのお知らせ>

林野火災注意報を創設、火災警報が変わりました

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、国はこのような大規模林野火災を未然に防ぐため、火災予防条例の一部を改正する通知を発出しました。

これにより当地域の南信州広域連合火災予防条例を改正、令和8年1月1日より施行されました。

主な改正点は、林野火災注意報が新たに設けられたほか、火災警報がより効果的に運用できるように、発令基準が見直されました。

!注意点!

降雨のない日が続いて空気が乾燥している時に、「林野火災注意報」を発令する場合があります。また、さらに強風注意報が発表される等、火災が発生しやすく、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する危険性が著しく高まった場合には、「火災警報」が発令されます。

林野火災注意報の発令中については、たき火、火入れ等は控えてください。

火災警報の発令中は、たき火・火入れ等が禁止され、これに違反した場合は、

30万円以下の罰金または拘留に処される場合があります。 (消防法第22条、44条)

火災警報の発令中に禁止される行為等は以下のとおりです。

- ▶山林、原野等における火入れ
- ▶煙火(花火)の消費(使用)
- ▶屋外における火遊び、たき火
- ▶屋外における、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- ▶山林、原野等の場所で、指定した区域内における喫煙
- ▶残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉を始末すること



詳しい情報は、飯田広域消防ホームページからご確認ください。

飯田広域消防本部

検索

スマホの方はこちらから→



火災予防にご協力を
お願いします

かじかの湯から 料金改定のお知らせ

原油価格高騰・物価上昇を受けて、令和8年4月1日より下記のとおり料金を改定させていただることになりました。

ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月1日からの改定料金

入浴料金
(税込)

大人 600円 ⇒ 800円

小人 300円 ⇒ 400円



回数券
(税込)

大人(12枚券) 5,000円 ⇒ 7,000円

小人(12枚券) 2,000円 ⇒ 3,000円

大人(25枚券) 10,000円 ⇒ 14,000円

1ヶ月券(大人のみ) 6,000円 ⇒ 8,000円

■問合せ 振興課 商工観光係 ☎22-4055 かじかの湯 ☎22-2000

1月の休日当番医

※受診の際は事前に電話でご確認ください。

※当番医が変更される場合があります。

阿南地区 診察時間 午前9時～午後6時 (市外局番 0260)



18日(日)	阿南病院 22-2121	泰 阜 26-2003
25日(日)		中 島 27-3577

飯田地区 診察時間 内科・小児科・外科…午前9時～午後6時、産婦人科…午前9時～正午(午前中のみです)

TEL 0265-	内科	小児科	外科	産婦人科
18日(日)	エルム 22-5666	久 田 22-0379	羽 場 28-5151	羽 場 28-5151
25日(日)	健和会 23-3115	健和会 23-3115	健和会 23-3115	市 立 21-1255

休日夜間急患診療所(内科・小児科)

○診療日 18日(日)、25日(日)

○診療時間 午前9時～午後0時30分(受付時間正午まで)
午後7時～午後10時(受付時間午後9時30分まで)

○問合せ 住所／飯田市東中央通5-96 TEL／0265-23-3636

詳しくは、
町ホームページで
ご確認ください。

令和7年度 成年後見制度セミナー

漫才で楽しく学ぼう！成年後見制度

成年後見制度への理解を深めていただくため、一般の方向けの内容となっています。この機会に、楽しく成年後見制度を学びましょう。

■日時 2月20日(金) 午後2時～4時

■場所 ●飯田市勤労者福祉センター3階 第3、4研修室(飯田市東栄町3108番地1)
●オンライン参加

■講師 現役弁護士お笑いコンビ さかいやすい法律事務所 坂井活広氏、安井一大氏

■参加費 無料

■申込み 2月13日(金)までに申込みフォームからお申込みください。

■問合せ 飯田市社会福祉協議会いいだ成年後見支援センター ☎0265-53-3187



申込みフォームの
QRコード

広報あなん

お知らせ

INFORMATION

長野県シニア大学学生募集

長野県シニア大学南信州学部

▼募集人員 60人

▼対象者 概ね50歳以上の方

▼修学期間 2年間

▼学習内容

▼教養講座・実技選択講座・

▼受講料等 年間12,000円

（教材費、活動費は別途）

▼募集期間 2月2日(月)から

3月31日(火)まで

▼問合せ

飯田保健福祉事務所福祉課

☎ 0265(53)0464

詳しく述べは長野県シニア大学ホームページをご覧ください。

狩猟免許試験が実施されます



◎狩猟免許試験

▼日時 2月14日(土)午前8時から

▼場所 飯田合同庁舎3階講堂

相談は無料で、秘密は守ります。お気軽に相談ください。

▼日時

1月19日(月)

(受付終了)

「暮らしの相談所」開設のお知らせ

町の民生児童委員と人権擁護委員及び行政相談委員による合同の「暮らしの相談所」が開設されます。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談ください。

午後1時30分～3時

(受付終了)

▼手数料 免許一種類につき5,200円
(町で半額補助)

※申請時に医師の診断書が必要になります。

▼定員 先着40人まで

◎初心者講習会(受験者対象)

▼日時 2月7日(土)

午前8時から午後5時まで

▼場所 飯田合同庁舎3階講堂

▼テキスト代 3,500円

(町で半額補助)

▼問合せ 建設環境課 建設林務係

☎ (22)4053

ア大学ホームページをご覧ください。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に相談ください。

午後1時30分～3時

(受付終了)

切り取り線

2月のごみ分別収集のお知らせ

必要な方は、切り取って、目につくところに貼ってお使いください。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	燃やすごみ アルミ缶 スチール缶	燃やすごみ プラスチックごみ			富草地区 不燃ごみ回収	
8	9	10	11	12	13	14
	燃やすごみ 茶色びん 無色びん その他びん		燃やすごみ		田上処分場 持込日	
15	16	17	18	19	20	21
田上処分場 持込日	燃やすごみ ペットボトル	燃やすごみ			大下条地区 不燃ごみ回収	
22	23	24	25	26	27	28
	燃やすごみ		燃やすごみ		和合・新野地区 不燃ごみ回収	

ごみを出すときのチェックポイント

●田上処分場への直接持込について

田上処分場に持込めるごみは、不燃ごみ(金属・陶器・ガラス)のみになります。

金属製品でも、法律で処分方法が定められている家電製品(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・乾燥機、パソコン)は、持込むことができません。

また、電池と蛍光管は毎年3月の回収日に別途回収しておりますので、持込む前に取り外しをお願いします。

▼申込み期間 1月13日(火)～1月23日(金)

▼申込み先 南信州地域振興局 林務課林務係

☎ 0265(53)0423

▼相談員 民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員

▼施工業者 コーセン設備測設(富草地区)
栗生商店(和合・新野地区)

▼場所 町民会館

▼施工業者 替に伺います。

▼相談内容 道路、農地、公害、年金、登記、相続、福祉など

▼問合せ 総務課 行政係

メーティー付近に犬をつないだり、物を置かないようご協力ください。

メーティーの取替工事を行います。取替の間は一時的に水が使用できなくなります。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

メーティーの取替で料金をいただきことはありません。

建設環境課 環境水道係

☎ (22)4053

町では、計量法に基づき水道メータの取替工事を行います。今年度交換対象のお宅には12月から3月にかけて施工業者が取

建設環境課 環境水道係

☎ (22)4053

阿南高校だより

No.95

地元の高校である阿南高校の活動を紹介します



さつまいもプロジェクト

初夏に有志で植えたさつまいも（通称：さつまいもプロジェクト）は、秋に収穫を行い、生徒主体で芋けんぴを作ることになりました。調理だけでなく、パッケージも生徒で制作し、温かみのある芋けんぴができました。今年は全校生徒に配布し、美味しくいただきました。



芋けんぴ作りの様子



パッケージ制作の様子



11/28 秋季クラスマッチⅡ開催

秋晴れのもと、10月に引き続きクラスマッチが行われました。今年に入って3回目のクラスマッチのため、どの競技も白熱した試合が展開され、応援する声援もより一層力が入っていました。



『永えに地域のシンボルたれ』

本校ホームページには、日頃の様子を随時掲載しています。ぜひご覧ください。

クリスマスイベント開催

毎年この時期は、各授業や委員会主催のクリスマスイベントが開催されます。今年も音楽の授業や図書委員会によるクリスマスイベントが行われました。どの催しも、これまでの成果や準備が感じられるもので、参加した生徒もリラックスした様子でひとときを楽しんでいました。



1年 ハンドベルコンサート



3年 音楽選択者による発表



図書委員会主催 クリスマス会



3年 各種セミナー開催

卒業後の生活を見据えて各種セミナーが開催されました。年金や金融・労働に関する基礎知識や近年発生しているトラブルについて分かりやすくご説明いただきました。社会のしくみを学び、自分の将来を見つめるきっかけとなりました。



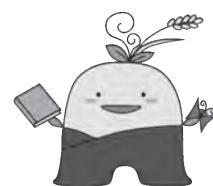
令和7年度 探究学習成果発表会について(ご案内)

日時: 令和8年(2026年)1月28日(水) 12:50~15:10

会場: 阿南町文化会館

詳しくは本校ホームページでご確認ください

阿南高校
ホームページQRコード



阿南高校
公式キャラクター
『ななん』



人生会議の取り組み



アドバンス・ケア・プランニング（略称ACP、通称「人生会議」）という言葉をご存じですか。“人生最後の時”に自分がどんな医療やケアを望むのかを、元気なうちから考え、周囲に伝えておくための過程のことです。医療方針の選択を迫られた時、必ずしも自分の考えを周囲にしっかりと伝えられる状況であるとは限りません。阿南病院では、今年度より、医療スタッフがACPの考え方や実践方法を学び、地域の皆さんと連携しながらACPを広めていく取り組みを開始しました。

●ACPに関する講演会を開催しました



9月 飯田短期大学
矢澤 玲子 教授



12月 長野県看護大学
渡辺 みどり 教授

昨年、開催した講演会にて、矢澤先生からは「“今は決めない” “保留にする”という選択肢も意識すること、ACPでは正解を求めるのではなく、何度も過程を重ねること。」について、渡辺先生からは「“尊厳を守るケア”を実践するための職場づくりのために、また意思決定を支えるには、相手を尊重し、安心して話してもらえる関係性を築いていくこと。」についてお話をいただきました。

●阿南町主催の「シニア講座」に参加しました



シニア講座は富草・大下条・新野の3か所で開催されました。話し合いの大きなテーマは「もしも余命1年と言われたら、何をしたいか」ですが、なかなか想像がしづらいところがあります。そこで当院の職員がファシリテーター（話し合いの円滑な進行を助ける役目）として加わり、「好きな食べ物は？」 「大切にしていることは？」といった身近な話題から話し合いを重ねました。参加した方からは「話す機会を増やしたい」「これからを考えるきっかけとなった」といった声が聞かれました。

* * * 診療の現場から * * *

あなたの大切な人やあなた自身は、最期の時までの間、どんな生き方をしたいと思っているでしょうか？医療の技術で一日でも長く生きるのか、それとも自然に任せた最期を迎えるのか…など、考え方は人それぞれですが、

大切なのは、肝心なときに備えて日頃から考え、思いを周囲に伝えておくことです。

近年の医療現場では、これまでの延命医療への反省「本人の希望や意思を知り、寄り添うことができていたか」を背景に、本人・家族が急な決断を迫られる前に、日頃から関係者と情報を適切に共有し、ともに方針を考える「意思決定支援」の在り方が重要視されるようになってきています。

主治医をはじめとする医療スタッフもいっしょに考えていきますので、不安なことや聞いてみたいことがありましたらお気軽にご相談ください。

1月の納税

- 住民税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険

今月の納期限は2月2日(月)です。

※口座振替日は、1月26日(月)です。

前日までに残高の確認をお願いします。

白上	かなだ	ささの	やすの	しばた	氏名	ご冥福をお祈りします
昌甫	さ々木五百重	くみお	隆子	たかこ	喪主	おくやみ
今朝子	昭文	今朝登	文理	公博		
砂牛房田	下砂	村本	栗日	小屋地		
	牛房	田屋	吉	中尾号区		

十二月

町の人口 令和8年1月1日現在

	大下条	新野	和合	富草	合計	前月比
世帯	786	488	92	532	1,898	△1
人口	男	790	432	85	574	1,881
	女	830	510	86	555	1,981
計	1,620	942	171	1,129	3,862	△3
前月比	△9	5	△1	2		

乳幼児健診のお知らせ

月日	対象乳幼児	場所及び受付時間
1月23日 (金)	7か月児健診 (令和7年5月~6月生まれ)	阿南町保健センター 午後1時10分~1時30分
	10か月児健診 (令和7年2月~3月生まれ)	阿南町保健センター 午後0時50分~1時10分
1月27日 (火)	4か月児健診 (令和7年9月生まれ)	県立阿南病院 午後0時45分~1時
2月2日 (月)	3歳児健診(眼科のみ) (令和4年4月~9月生まれ)	県立阿南病院 午前9時30分~10時45分
2月3日 (火)	2歳児健診 (令和5年11月~令和6年1月生まれ)	阿南町保健センター 午後1時15分~1時30分
2月4日 (水)	すくすくひろば (未就園児)	子育て支援室(大下条保育園内) 午前9時30分~11時
2月24日 (火)	4か月児健診 (令和7年10月生まれ)	県立阿南病院 午後0時45分~1時

▼民生課 健康支援係 ☎22-4051

夜間窓口開設のお知らせ

2月16日(月)

3月16日(月)

マイナンバーカード申請・受取り、戸籍・住民票・税等諸証明書の発行ができます。

毎月第3月曜日
午後5時15分~7時
※お支払いは現金のみ

12月の工事発注

- 放送ネットワーク整備支援事業
ケーブルテレビFTTH化工事
阿南町全域 65,560万円
- 阿南町HHOライフセンター新築工事
6,996万円

ご寄附をいただきました

佐々木忠綱翁顕彰碑建立実行委員会から
ご寄附をいただきました。

いただきましたご淨財は、まちづくり事
業に有効適切に活用させていただきます。

ご厚情に対し、紙面をもって厚くお礼申
し上げます。

